

加入日：令和6年7月1日

京都市町村職員共済組合

グループ保険制度きずな 中途募集のご案内

申込締切日：令和6年4月22日（月）

組合員とその家族（配偶者・子ども）を対象とする京都市町村職員共済組合の福利厚生制度です。みなさまの加入によって成り立つ相互扶助制度となっております。この機会にぜひ加入をご検討ください。

- ① 団体割引で掛金がお手頃！
- ② お手続きが簡単
- ③ 退職後も継続可能
- ④ 剰余金が生じた場合は配当金としてお戻しします！
- ⑤ ご家族（配偶者・子ども）も加入できます



※グループ保険制度は、短期組合員の方は適用対象外です。
※中途募集は新規加入のみの募集です。既に参加されている方の加入内容の変更（制度の追加・増額等）はできません。

グループ保険きずな 月額掛金

35歳 死亡・高度障害保険金1,000万円
(Gコース) の場合

男性 **860円** 女性 **590円**

きずな医療 月額掛金

35歳 入院給付金5,000円コースの場合

男性・女性
1,590円

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6 カ月以下は切り捨て、6 カ月超は切り上げた年齢をいいます。

制度のしくみ

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお支払する仕組みとなっております。



【過去2年平均配当率】

グループ保険きずな	約33.3%
きずなプラス	約40.4%
きずな医療	約25.1%
就業不能充実コース	約7.6%

※収支計算は1年ごとに行います(今回は3 カ月で収支計算を行います)。加入者から納入された掛金の中から保険金や制度運営費等を支払い、その結果、剰余金が生じた場合には配当金としてお返しの仕組みとなっております。

※配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当額は現時点では確定していません。

※配当金がある制度は、グループ保険きずな、きずなプラス、きずな医療および就業不能充実コースです。

制度概要および資料請求は裏面へ

制度概要

万が一の
ときの備え

病気やケガ
への備え

制度名称	主な給付内容
グループ保険きずな	死亡・高度障害の保障
きずなプラス	死亡・高度障害、公的障害年金1級・2級に該当したときの保障
きずな医療	病気・ケガによる継続して2日以上入院等の保障
きずな医療プラス	1日以上入院・入院を伴わない手術・放射線治療、または先進医療による療養の保障
きずな傷害	ケガによる通院の補償
就業不能充実コース	就業不能状態のときの保障
傷害充実コース	ケガによる死亡・後遺障害、入院・通院、賠償責任事故、携行品損害等の補償

- ※障害保険金、障害初期給付金は本人のみ保障の対象となります。
 ※障害保険金、障害初期給付金は64歳までが保障の対象となります。
 ※制度内容等詳細は、グループ保険制度パンフレットをご一読ください。
 ※きずなプラス、きずな医療、きずな傷害、就業不能充実コース、傷害充実コースへのご加入は、グループ保険きずなへのご加入が条件です。
 ※きずな医療プラスへのご加入は、きずな医療へのご加入が条件です。
 ※「入院日数」は暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考に判断します。
 ※対象となる先進医療についてはパンフレットの「給付金に関するご注意」をご確認ください。

制度詳細については資料をご請求ください。

- 1: 資料請求 下記のFAX連絡票にてご連絡、もしくは
京都共済サービスへお電話ください。 ※資料請求締切 令和6年4月12日(金)
- 2: 資料と申込用紙を所属所あて送付します。
- 3: 申込用紙に記入・押印
- 4: 各所属所のグループ保険制度担当課に提出 **締切日: 令和6年4月22日(月)**
- 5: 責任開始期(加入日) 令和6年7月1日(月)

グループ保険制度 資料請求FAX連絡票

(有) 京都共済サービス 行 **FAX: 075-255-8789**

フリガナ		所属所名(送付先)【例】●●市 ●●課
お名前	※下記の【個人情報のお取り扱いについて】に同意いたします。	
ご連絡先	()	

お問い合わせ先 (有) 京都共済サービス TEL: 075-255-8787

引受会社・取扱代理店 明治安田生命保険相互会社 関西公法人部法人営業第二部

【個人情報のお取り扱いについて】

グループ保険制度 資料請求FAX連絡票に記載の個人情報は、保険制度運営等のために、京都市町村職員共済組合および生命保険会社の事務幹事会社の間で相互提供いたします。

【個人情報の利用目的】

グループ保険制度 資料請求FAX連絡票に記載の個人情報については、京都市町村職員共済組合および同組合が保険契約を締結する生命保険会社が右記の目的で 使用いたします。

生命保険会社の事務幹事会社(明治安田生命保険相互会社)の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ

(<https://www.meijiyasuda.co.jp>) をご参照ください。

京都市町村職員共済組合

・本保険の加入案内

生命保険会社

- ・各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い
- ・子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスののご案内・提供、ご契約の維持管理
- ・当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ・その他保険に関連する業務